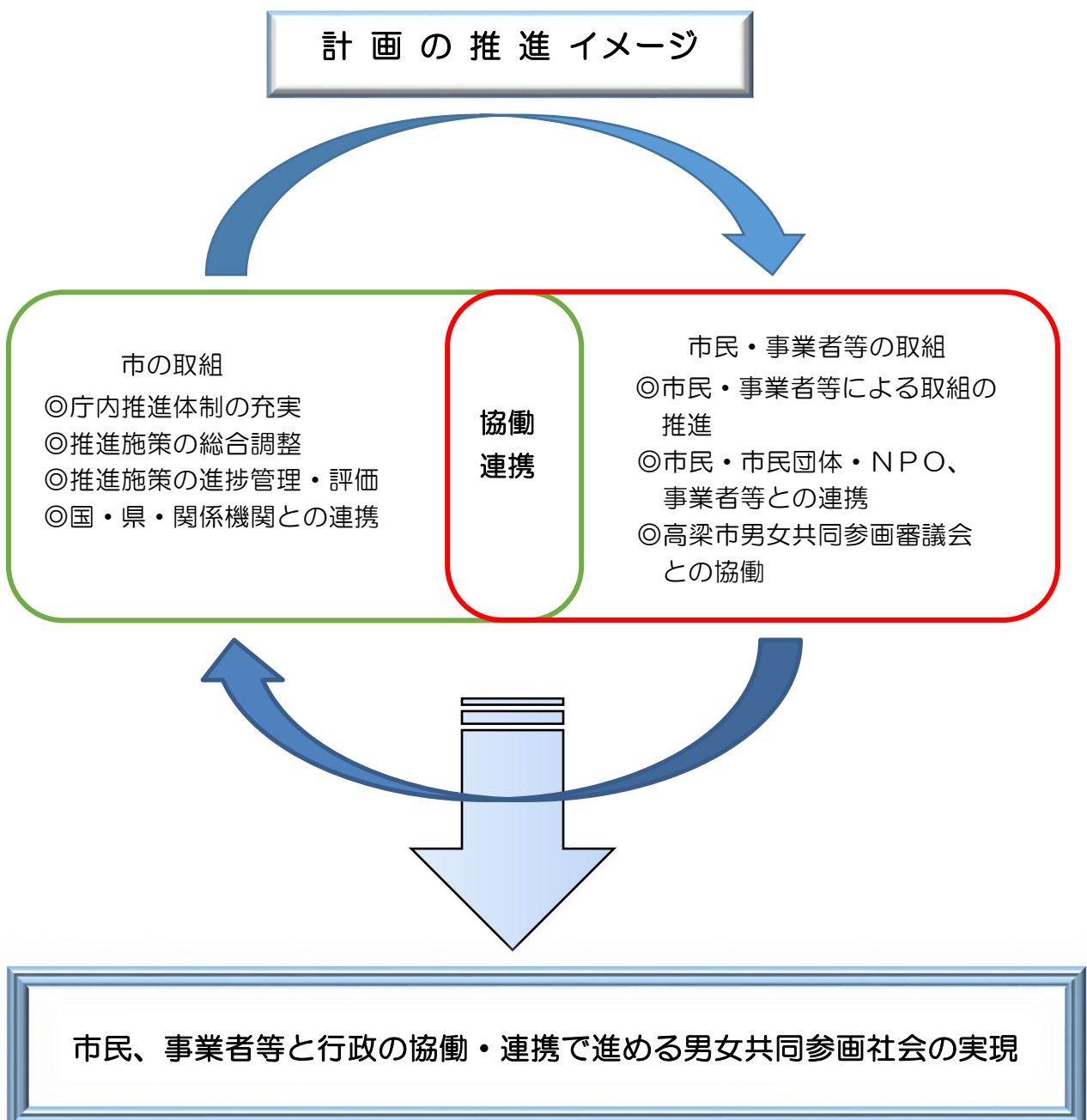


第4章 計画の推進

1. 市民・事業者等との協働・連携による計画の推進

計画をより効果的に推進するためには、市民一人ひとりの理解促進とともに、事業者の自主的な取組が必要であることから、市民、市民団体、NPO、事業者等と行政が、それぞれの役割をしっかりと理解したうえで、対等なパートナーとして連携し、計画を推進します。



2. 庁内の推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市民生活のあらゆる分野に関わっており、全庁的に推進する必要があることから、庁内推進組織である「高梁市男女共同参画推進委員会」を中心に各課の連携を強化し、総合的かつ効果的に計画を推進します。

具体的な事項について調査及び研究を行う必要がある場合は、この推進委員会の下部組織として部会を設置し、計画の目標達成に向けてその推進を図ります。

3. 関係機関との連携

国・県をはじめ、他の市町村等との連携を図りながら、情報の収集・提供、共同事業の実施等により計画を推進します。

4. 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策が着実に推進されるよう、この計画に基づく具体的取組の進捗状況を毎年取りまとめ、市ホームページなどにより公表します。この結果によっては、具体的な取組について見直しを行います。